

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

狭山市長殿 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出		所在地 〒 012-3456 〇〇県××市1-2-3 フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ 氏名又は名称 株式会社 ○×商事 個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	特別徴収義務者番号 1 2 3 4 5 6	
			宛名番号 1 2	担連当絡者先 所属 人事部人事課 氏名 特徴 花子 電話 00-0000-0000 内線 (123)	
給与所得者	フリガナ サヤマ イチロウ 氏名 狭山 一郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円 (イ) 徴収済額 35,600 円 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 104,400 円	異動年月日 ×× 年 8 月 20 日	異動の事由 1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職	異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日				
	個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
	受給者番号 (任意) 0 1 2 3 - 4 5 6 7				
	1月1日現在の住所 〇〇県××市4-5-6 異動後の住所 同上				

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 〇〇 円を 〇 月分 (翌月 10 日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	8 月中に退職した方の残りの税額を、9 月分で一括徴収する場合。 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円 (6 月分～翌年 5 月分) (イ) 徴収済額 35,600 円 (6 月分～8 月分) (ウ) 未徴収税額 104,400 円 (9 月分～翌年 5 月分) ↓ 一括徴収税額	退職等が翌年 1 月 1 日から 4 月 30 日までに発生した場合は、翌月以降の未納額を納税者の申出がなくとも一括徴収し、当月分と同時に納入してください。
--	---	--

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和 8 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 9 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 3. 退職後すぐ出国 (帰国) するため	徴収予定月日 9 月 20 日	徴収予定額 (上記 (ウ) と同額) 104,400 円	左記の一括徴収した税額は、 9 月分 (翌月 10 日納入期限分) で 納入します。
--	--------------------	---------------------------------	--

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 8 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 9 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄 一括徴収した税額を納入する月を入れてください
--	-----------------------------------

【提出先】 〒 350-1380 埼玉県狭山市入間川 1 丁目 2 3 番 5 号 狭山市役所総務部市民税課 【電話】 04-2937-5073 (直通)